

さいたま市議会 規則番号	さいたま市議会規則名	公布年月日
さいたま市議会 規則第1号	さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則	令和4年6月9日

# さいたま市議会規則第1号

## さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則

さいたま市議会会議規則（平成13年さいたま市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出席委員に関する措置)</p> <p>第87条の2 この章における出席委員には、さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号。以下「<u>条例</u>」という。）第15条の2第1項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「<u>オンラインによる方法</u>」という。）で委員会に出席した委員を含む。</p> <p>(委員外委員の発言)</p> <p>第109条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前2項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u></p> <p>(不在委員)</p> <p>第120条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、<u>条例第15条の2第3項の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第133条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で</u></p>	<p>(出席委員に関する措置)</p> <p>第87条の2 この章における出席委員には、さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号）第15条の2第1項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「<u>オンラインによる方法</u>」という。）で委員会に出席した委員を含む。</p> <p>(委員外委員の発言)</p> <p>第109条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(不在委員)</p> <p>第120条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、<u>さいたま市議会委員会条例第15条の2第3項の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第133条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。